

★がん検診等★の自己負担金免除を申請される方へ

別紙

～市民税非課税世帯の方は、事前の申請で自己負担金が無料になります～

※ 特定健康診査は対象外です ※

令和8年4月から、市民税のかかっていない世帯(非課税世帯)の方が検診の自己負担金を無料にするための手続き方法が変わりました。これからは受診される前に下記のいずれかの申請手続きが必要になります。(電話での受付ができなくなりました。)

お手順をおかけしますが、適正な制度運用のためにご理解とご協力をお願い申し上げます。

申請方法

令和8年1月1日時点で桜井市以外の住所地に住まれていた方は
前住所地での非課税証明をお持ちの上、けんこう増進課窓口でお手続きください。

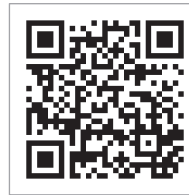
① 本人がインターネットで申請する場合

令和8年1月1日時点で桜井市在住の方のみ可

右記 QR コードから、希望する
検診(集団か個別)を選び、申請してください

集団健診
(予約サイト)

個別健診



② 本人・同一世帯の方が申請する場合

② -1 けんこう増進課 窓口

持ち物 申請書(本紙裏面) 申請者の本人確認書類
→ 課税状況を窓口で確認の上、必要書類をお渡します。

② -2 郵送

郵送物 申請書(本紙裏面)
 本人確認書類の写し(マイナンバーカードの裏面は印刷しないでください)
→ 課税状況を確認の上、該当する場合は必要書類を住民票住所地に郵送します。
該当しない場合は連絡します。

③ 代理の方が申請する場合

③ -1 けんこう増進課 窓口

持ち物 申請書(本紙裏面)
 委任状(本紙裏面申請書の下部にある委任状欄を利用ください)
 代理人の本人確認書類
→ 課税状況を窓口で確認の上、必要書類をお渡します。

③ -2 郵送

郵送物 申請書(本紙裏面)
 委任状(本紙裏面申請書の下部にある委任状欄を利用ください)
 代理人の本人確認書類の写し(マイナンバーカードの裏面は印刷しないでください)
 本人の住民票住所地以外への郵送を希望する場合は、返信用封筒(110円切手を貼付してください)
→ 課税状況を確認の上、該当する場合は必要書類を郵送します。
該当しない場合は連絡します。

事前の申請手続きがない場合の受診は有料となります。

〈お問い合わせ・送付先〉 〒633-0062 奈良県桜井市大字粟殿 1000 番地の1
けんこう増進課(桜井市保健福祉センター 陽だまり) TEL 0744-45-3443